

# ○伊奈町水道事業給水条例

平成10年3月31日

条例第13号

改正 平成12年3月31日条例第5号

平成12年12月27日条例第26号

平成13年3月30日条例第12号

平成14年12月26日条例第36号

平成26年3月25日条例第6号

令和元年6月26日条例第6号

令和元年9月26日条例第14号

伊奈町水道事業給水条例(昭和48年条例第14号)の全部を改正する。

## 目次

第1章 総則 (第1条—第4条)

第2章 給水装置の工事及び費用 (第5条—第16条)

第3章 給水 (第17条—第26条)

第4章 料金及び手数料 (第27条—第39条)

第5章 管理 (第40条—第45条)

第6章 貯水槽水道 (第46条—第47条)

第7章 補則 (第48条)

## 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、伊奈町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水の特例)

第2条 給水区域であっても、配水管の布設をしていないところ、又は工事に支障があると認めるときは、給水をしないことがある。

2 配水管の布設をしていないところでも給水を受けようとする者が工事の費用を負担するときは、給水することがある。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項に規定する管理者の権限を行う長をいう。以下同じ。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの若しくは同一家屋内に居住する2世帯以上で連合使用するもの
- (2) 共用給水装置 屋外に設置し、2世帯以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の規定による厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(加入金の徴収)

第6条 管理者は、給水装置の新設、又は水道メーター（以下「メーター」という。）の口径が増径となる改造工事の申込者から次に掲げる区分による加入金に100分の110を乗じて得た額を工事申込みの際徴収す

る。この場合において、メーターの口径が増径となる改造工事申込者が納付する加入金は、新口径にかかる加入金の差額とする。

メーター口径	加入金（1給水装置につき）
20ミリメートル以下	200,000円
25ミリメートル	360,000円
30ミリメートル	560,000円
40ミリメートル	1,240,000円
50ミリメートル	2,220,000円
75ミリメートル	6,460,000円
100ミリメートル	13,800,000円
150ミリメートル	40,000,000円
200ミリメートル以上	管理者が別に定める

2 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、第1項に規定する加入金を軽減又は免除することができる。

（新設等の費用負担）

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を

受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

- 3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 管理者が施行する給水装置の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第11条 管理者に給水装置の工事を申し込む者（以下「工事申込者」という。）は、設計によって算出した給水装置工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りではない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後これを精算し、過不足があるときは、これを還付又は追徴する。ただし、その額がこれに要する費用の実費に満たないときは、還付又は追徴しないことができる。

(工事費の分納)

第12条 前条第1項に規定する工事費の概算額は、新設、改造、又は修繕の工事に関するものに限り、管理者が定めるところにより管理者の承認を受けて6月以内において分納することができる。

(給水装置所有権の移転の時期)

第13条 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事費が完納になった時とし、その管理は当該工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第14条 管理者が施行した給水装置の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者はその給水装置を撤去することができる。

- 2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は町にその損害を賠償しなければならない。

(第三者の異議についての責任)

第15条 管理者が施行する給水装置の工事に関し、利害関係人その他から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

(給水装置の変更等の工事)

第16条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、当該工事の原因となる行為をした者の負担とし、給水装置の増加した部分は、その給水装置の所有者の所有とする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第17条 管理者は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限又は停止することができない。

2 管理者は、前項の規定による給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、町はその責を負わない。

(給水契約の申込)

第18条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申込みがあった場合において給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していないときは承認しない。

(給水装置の所有者の代理人)

第19条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(メーターの設置)

第21条 給水量は、町のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。

3 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与)

第22条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用開始、休止、変更等の届出)

第23条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を開始し、又は廃止し、若しくは休止しようとするとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者の氏名又はその住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 代理人又は管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第24条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する町職員の立会いを受けなければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第25条 水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。



3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第26条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第27条 管理者は、水道料金（以下「料金」という。）を水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第28条 料金は、次の表に定める基本料金と従量料金の合計額の100分の110を乗じて得た額とする。ただし、料金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

種別	料率 口径	基本料金 (1月につき)		従量料金	
		基本水 量	料金	使用水量	料金 (1立方 メートル につき)
一般 用	20ミ リメー	10立 方メー	1,200円	10立方メートルを超 え20立方メートルま	150円

トル以 下	トル		での分 20立方メートルを超 え30立方メートルま での分 30立方メートルを超 え100立方メートル までの分 100立方メートルを 超え200立方メート ルまでの分 200立方メートルを 超え1,000立方メー トルまでの分 1,000立方メートル を超える分	170円  240円  300円  340円  370円
25ミ リメー トル		2,000円	1立方メートルから3 0立方メートルまでの 分 30立方メートルを超 え100立方メートル までの分 100立方メートルを 超え200立方メート ルまでの分 200立方メートルを	170円  240円  300円  340円

			超え1,000立方メートルまでの分 1,000立方メートルを超える分	370円
30ミリメートル	3,300円		1立方メートルから200立方メートルまでの分	300円
40ミリメートル	6,000円		200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 1,000立方メートルを超える分	340円 370円
50ミリメートル	9,000円		1立方メートルから1,000立方メートルまでの分	340円
75ミリメートル	21,000円		1,000立方メートルを超える分	370円
100ミリメートル	37,000円		1立方メートルにつき	370円
150ミリメートル	84,000円			
200	150,000			

	ミリメートル以上		円		
臨時用				1立方メートルにつき	370円

(料金の算定)

第29条 料金は定例日（料金の算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメーターの点検を行い、その日の属する月分を算定する。ただし、隔月に点検するものについては、その日の属する月分及びその前月分を算定する。この場合の使用水量は、各月平均とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、管理者はやむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に、点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第30条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

2 前項の使用水量の認定は、前4月間の使用水量その他の事情を考慮して行う。

(共用給水装置の水量の認定)

第31条 共用給水装置の水量は、各世帯均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各世帯の水量を認定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第32条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。

(1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下で使用日数が15日を超えないときは、基本料金の2分の1

(2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるとき、又は使用日数が15日を超えたときは、1月分として算定した金額

2 料金算定の基準となる月の中途において、その口径に変更があったときは、その使用日数の多い料率を適用する。

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、口座振替又は納入通知書により毎月徴収する。ただし、隔月に点検するものについては、メーター点検例日の属する月分及びその前月分をあわせて隔月に徴収する。

2 前項の規定にかかわらず水道の休止、廃止をしたとき又は臨時的な使用にかかるものについては随時に徴収する。

(使用休止の届出のない場合の料金)

第34条 第23条第1項第1号の規定による使用休止の届け出がない場合は、水道を使用しないときにおいても、料金を徴収する。

(使用開始の届出のない場合の料金)

第35条 第23条第1項第1号の規定による使用開始の届け出を行わずに、水道を使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第36条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の還付追徴)

第37条 管理者は、料金を徴収した後において、その額に増減を生じた

ときは、その差額を還付し、又は追徴しなければならない。

(手数料)

第38条 管理者は、次に掲げる区分により、申込者から申込みの際手数料を徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、申込み後徴収することができる。

- (1) 法第16条の2第1項の規定による指定を受けるとき 1件につき 1万5,000円
- (2) 法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新を受けるとき 1件につき 1万円
- (3) 第8条第2項の規定による設計審査を受けるとき 1件につき 1,500円
- (4) 第8条第2項の規定による工事検査を受けるとき 1件につき 1,500円
- (5) 第41条第2項の規定による確認をするとき 1件につき 1万円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第39条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第40条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第41条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していない

ときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の規定による厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第42条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第6条の規定による加入金、第10条の規定による工事費、第25条第2項の規定による修繕費、第28条の規定による料金又は第38条の規定による手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく第29条の規定による使用水量の点検又は第40条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第43条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときで、かつ、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が、使用休止の状態にあつて、将来使用の見込みがな

いと認めるとき。

(過料)

第44条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の規定による承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の規定による厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(2) 正当な理由がなく、第21条の規定によるメーターの設置、第29条の規定による使用水量の点検、第40条の規定による検査又は第42条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第25条の第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第28条の規定による料金、又は第38条の規定による手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第45条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第28条の規定による料金、又は第38条の規定による手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

## 第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第46条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する



情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第47条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

## 第7章 補則

(委任)

第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、改正前の伊奈町水道事業給水条例によってなされた承認、検査及びその他の処分並びに申込み、届け出及びその他の手続きは、この条例の規定によりなされたものとみなす。

### 附 則（平成12年条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附 則（平成12年条例第26号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

### 附 則（平成13年条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年6月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊奈町水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して水道を使用している者の場合、この条例の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の料金の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年条例第36号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、適用日から平成26年4月30日までの間に料金の額が確定するもの(適用日以後初めて料金の額が確定する日が同月30日後であるもの(以下「特定料金」という。))にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分)に係わる改正後の伊奈町水道事業給水条例第28条に規定する料金に乗じる率については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する特定料金のうち、なお従前の例による率を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、適用日以後初めて確定する料金の額を前回確定日(その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から適用日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和元年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和元年10月1日（以下「適用日」という。）前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、適用日から令和元年10月31日までの間に料金の額が確定するもの（適用日以後初めて料金の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定料金」という。））にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る改正後の第28条に規定する料金に乗じる率については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する特定料金のうち、なお従前の例による率を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、適用日以後初めて確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和元年条例第14号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。